

平成20年(2008年) 広報 月1日発行

■発行/越谷市 編集/秘書室広報広聴課 電343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 **☎**048 (964) 2111 FAX048 (965) 6433

## 越谷市自治基本条例審議会において

### (仮称)越谷市自治基本条例」 骨子案がまとまりました

#### 骨子案について意見交換

#### 懇談会にご参加ください

「(仮称) 越谷市自治基本条例」骨子案について、市 民の皆さんと意見交換をするため、越谷市自治基本条 例審議会主催の懇談会を8月下旬から各地区センタ ーなどで開催しています。

#### 懇談会日程

日 時	会 場
9/7 (日) 14:00~16:00	桜井地区センター
※9/18休 19:00~21:00	中央市民会館劇場 手話通訳あり
9/20(±) 9:30~11:30	南越谷地区センター
9/20(±) 14:00~16:00	出羽地区センター
9/20(±) 18:30~20:30	蒲生地区センター
9/21(日) 14:00~16:00	川柳地区センター
9/28(日) 14:00~16:00	増林地区センター

#### 〈日時・会場〉

左表のとおり。 〈申込み〉

事前に電話またはメール、 ファクスで住所・氏名・電話 番号・会場を企画課へ。

#### ●日程変更のお知らせ

広報こしがやお知らせ版 8月号でお知らせしました 懇談会の日程に一部変更が ありました。

#### ▷増林地区センター

(変更前)9/27(土)、9:30~11: → (変更後)9/28(日)、14:  $00 \sim 16:00$ 

#### 自治基本条例と スとピアノのタグ

9月18日休開催の懇談会(上 表の※印)では、「デュオ ルクレ ール」による演奏を予定していま す。申込み方法はほかの懇談会と 同じです(上記のとおり)。

また、懇談会の開催にあたって、 9月4日(木)(北越谷駅前)・11日 (林) (越谷駅前) の午後6時から自 治基本条例に関するアンケートお よび広報活動を行います。



デュオ ルクレール

#### **☆「デュオ ルクレール」プロフィール**

ウイーン国立音楽大学卒業後、ヨーロッパ各地で公演を行っ てきた本審議会委員でもある松本ひろ実さん(サックス)と、 松本修一さん(ピアノ、編曲)の二重奏。映画音楽やミュージカ ル、ポップス、ジャズ等の演奏が各地で好評を得ています。

# 治基本条例とは?

は、この条例に基づき実施されることになります。ほかの条例、規則、計画など市政のあらゆる施策 最高規範とされるもので、「越谷市の憲法」という業者の権利・義務などを定めることから、自治体の自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民や事 べきものとなります。 「(仮称) 越谷市自治基本条例」制定基本方針から

ご覧になれます 公開センター 骨子案は2面 (本庁舎1階)で S

た。市ホームページおよび情報

面に掲げ

# ため、この4月に越谷市自治基市では、自治基本条例制定の メー AX965||8028 보10021100@city.koshigaya.saitama.jp

問合せ

企画課☎963Ⅱ9112

ましたので、市民の皆さんから のご意見を募集します。なお、 盛り込みたい内容)がまとまり 本条例審議会を設置しました。 議会委員意見集」にまとめまし 審議会委員の個別の意見は「審 これまで審議会で進められてき | 骨子案 (条例に 「(仮称) 越谷市 かれ 備え付け 送等で企画課

自治基本条例」 た検討の結果、

ご了承ください(個人情報にを公開する場合がありますの 見に対する個別の回答は行いまなお、お寄せいただいたご意 することを除く)。 ん。また、寄せられたご意 で見ま

# 応募方法

開センター、男女共同参画支援 ご意見はメール、ファクス、郵 センターおよび各地区センター へ提出していただくか、情報公 (消印有効)。 募集期間は9月1 の意見箱に入れてくだ (第二庁舎3階) 様式は自由です。  $\exists$ (月)

民の自主的な運営による「(仮また、同年9月からは、市催しました。 ため、同年8月には、いての理解を深めていとともに、自治基本条 本条例に関する講演会」を開 広く市民の皆さんに 関する勉強会を継続 yる勉強会を継続的に開催 越谷市自治基本条例」に 条例につ いただく 「自治基

必要性に ついての理解を深めてきまし



審議会での検討



審議会委員委嘱状交付式

定基本方針を平成19年 定を目指して、市では、自治 についての概要を示 万および条例づくり 2)越谷市自治基本条例」制ついての概要を示した「(仮および条例づくりの進め方 自治 基本 本 本方針を -的な考え -条例の 周知する 年7月に

越谷まちづくりフォーラム

自治基本条例に関する講演会

を設置し、検討が進められて

市自治基本条例審議会(30人)

による委員を中心とした越谷平成20年4月からは、公募

これまでに、委員全員での 会議を4回、審議会の内容について検討する3つの 内容について検討する3つの 内容について検討する3つの で関する会議を6回、条例の で開する会議を6回、条例の で開する会議を6回、条例の で関する会議を6回、条例の で関する会議を6回、条例の 延べ38回の会議が開催されまについて検討する会議を7回、 込みたい内容を「(仮称) 越谷ほど、同審議会が条例に盛り 市自治基本条例」骨子案とし これらの会議を経て、この

きました。



骨子案について、市民の皆さんからのご意見を募集します。 審議会では、皆さんのご意見を参考に、さらに条例の内容を検討していきます。 応募方法等詳しくは1面をご覧ください。

大分類	中分類	検討した項目	要旨(解説)
が文 まちの成り立ち、発展可能性、目指すべきまちづくりの方向性などについて明記し、条例の目的、基本原則などを総括的に説明します。		●自然環境・景観 ●歴史・文化 ●安心・安全 ●人権・人間性の尊重 ●市民の主体性・住民自治 ●都市の自立性 ●多様性と連帯感 ●若者・文化・人づくり ●居住性 ●環境問題 ●産業 ●高部市・生活基盤 ●情報共有 ●平和 ●財政・スの他	越谷市の特性は豊かな水と緑と太陽の自然や農地に代表される快適な環境と、日光街道沿いに発展した特色ある歴史・文化にあるといえます。 こうした地域特性を生かしながら、さらに人間性を尊重し、安全・安心で住みやすく、文化性の高い都市を目指して、市民と市行政が協働でまちづくりを進めることが審議会での意見の中心となっています。
総則 条例制定の目的、市条例における 最高規範性を明記するとともに、「市 民」「協働」など主な言葉を定義し ます。	目的	<ul><li>●自治の主体</li><li>●条例の目指すもの</li><li>●目指すべき社会のありよう</li></ul>	条例制定の目的や条例が果たすべき役割について、前文の 内容を受けて、誰が、何のために、どのようにまちづくりを進め るのかを明らかにすることを目指しています。 審議会では、市民と市行政が協働すること、市民一人ひとり の取り組みが重要であるといったことを中心に議論が進んでお り、市民福祉の向上や環境との共生などを実現する社会を目 指すことを重視しています。
CO PROPERTY OF THE PROPERTY OF	最高規範性	●規範性 ●自治の基盤 ●宣誓義務	この条例が、国の憲法のように、市の条例の中で最も重要で、 大切にされるべき条例であること(最高規範)、越谷市の自治 を進める基礎となるべきものであることについて議論している ほか、宣誓義務について検討しています。
	定義	<ul><li>●市民の定義</li><li>●協働の定義</li></ul>	「市民」の定義について、越谷市に住民票を置く人だけでなく、外国人登録している人、住民登録にかかわらず一定の期間越谷市に生活している人、越谷市に通勤・通学する人、市内の法人・団体などをその範囲に含めることを議論しています。このほか、「協働」の定義について、市民・行政・議会の対等な関係でまちづくりを考え実行することを議論しています。また、「コミュニティ」など、条例で多く使用される言葉の定義についても今後の議論の対象となります。
自治の基本原則 住民自治、団体自治の視点から、 条例で示す自治の基本原則(自治を 進めるよりどころとして尊重し、実現 を目指すべき事項)について明記し ます。	参加および協働の原則	●市民参加の保障 ●協働の仕組みづくり	自治の基本原則(自治を進める大切なよりどころ)として、市 民参加や協働を進めるため、男女共同参画の推進を含め、計 画の立案から事業の実施などの各段階における市民参加を 保障するとともに、市民・行政・議会のまちづくりの協働を進め るための条件整備や仕組みをつくることの必要性を議論して います。
(3面へ続く)	情報共有の原則	<ul><li>●情報公開</li><li>●わかりやすさと情報格差・バリアの除去</li><li>●市民間情報交流</li></ul>	自治の基本原則として、市民・行政・議会をはじめとするまちづくりの担い手が相互に情報を共有することが重要であると考えています。 情報の共有のために、まず、行政や議会が情報を公開すること、そして、市民の知る権利に基づいて情報のバリアフリー化(だれにでも情報がしっかりと伝わること)や情報格差の解消に努め、わかりやすい情報提供を進めること、さらに、市民間で情報を交流させるための環境づくりに取り組むべきことなどを議論しています。

大分類	中分類	検討した項目	要旨(解説)
自治の基本原則	法令の自主 解釈	●法令の自主解釈	国や県との対等な関係から、国の法令や県の条例に対して、 市民福祉の向上や都市発展等の視点から市としての自主的 な解釈を行い、規制面では「より厳しく」、給付面では「より厚く」 といった条例を制定することができるという考え方を支持して います。 また、より市民に近い「現場」を預かる行政としての、「現実 的」「効果的」な運用解釈が必要であることなどを議論してい ます。
	財政自治の 原則	●財政自治の原則	財政的な地方分権を推し進めるうえで、国・県に縛られない、 市独自の財政運営を実現することが必要であり、国・県に頼ら ない財源の確保やその使途について、自立性をもって運用す ることの重要性について議論しています。
	対等および協力の原則	●対等および協力の原則	地方分権一括法(地方に権利を移譲する法律)によって、 市と国・県との対等性が確保され、機関委任事務(市が国・県 の業務を下請機関的に肩代わりすること)が廃止されたことを 受けて、市は国・県と対等な立場で話し合い、協力し合うことに ついて、自治基本条例でもしっかり明記していくべきということ を議論しています。
市民 市民の権利や責務(なすべきこと)、 子どもの権利などについて、基本的 な考え方を明記します。	市民の権利	●行政(まちづくり)に参画する権利 ●情報を受・発信する権利 ●各種のサービスを受けながら安心 して自分らしく生きる権利	市民の権利として、まず、行政(まちづくり)に参画する権利、 そしてそのために情報を得たり、発信したりする権利、さらに、 各種の行政サービスを受けながら安心して、自分らしく生きる 権利があるという議論が行われています。
	市民の責務	●人権の尊重と法令遵守の責務 ●参画・共助の責務 ●情報提供の責務 ●環境を守る責務 ●負担の責務 ●その他	市民は各種の権利を有するとともに、その権利を維持・確保するためにも、法令の遵守や人権の尊重、そしてまちづくりへの参画と共助への責務(責任を果たすことが求められること)を有するとともに、情報提供や環境保全の責務を負うものとする議論が行われています。 さらに、サービスに対する負担やまちづくりへの負担などについても明記すべきという議論があります。
	子ども	●定義 ●権利 ●まちづくりの目標 ●市民・地域の役割 ●行政の役割	越谷市の条例の特色として、未来の越谷市を支える子どもについて検討が進められています。 まず、「子ども」の定義を明らかにするほか、子どもの権利として、健やかな成長の権利などを有するものとして位置づけ、そのためのまちづくりの目標や市民・地域の役割、行政の役割を議論しています。 多様な意見がありますが、地域で子どもを守り、育てることが基本となっています。
コミュニテイ 地域コミュニティや「地域」を越え た新たなコミュニティに期待する役 割や構築の方針を明記します。	地域コミュニ ティ	<ul><li>協働</li><li>個人の意識づくり</li><li>住民自治の仕組みづくり</li><li>参加しやすい地域コミュニティ</li><li>地域課題の解決</li></ul>	協働によってよりよい地域コミュニティづくりを促進することを明らかにするとともに、地域住民の意識づくり、住民自治の仕組みづくり、自治会に参加しやすい地域コミュニティづくりを進めることが、さまざまな地域課題の解決にも結びつくということを議論しています。
	市民活動団体	●ネットワーク・交流・相談	自治会などの「地域コミュニティ」とは異なる、「テーマコミュニティ」と呼ばれる、「地域」を越えた各種の市民活動団体については、協働のまちづくりの担い手として大きな期待が寄せられています。 市民活動団体への支援の必要性や相互のネットワーク化、交流の重要性などについて議論しているほか、活動に関する相談窓口の必要性も検討しています。
市議会 市議会や市議会議員の責務について、基本的な考え方を明記します。	市議会の責務	●基本的役割 ●情報公開 ●議会機能等	市議会については、議会基本条例の制定を求めることを前 提に、議会の基本的な役割や情報公開の必要性、議会のも つ多様な機能の強化について議論しています。
	市議会議員の責務	●市議会議員の責務	市議会議員については、公正さ、市民の代表としての心構えのもとに、越谷市の現状や市民ニーズの把握、政策立案(起案)能力等の向上に努めながら、まちづくりをリードしていくことが求められています。

			広報こしがや臨時特集号(平成20年9月1日発行)(4) 
大分類	中分類	検討した項目	要旨(解説)
市長 市長の代表性や権限、責務について基本的な考え方を明記します。	市長の代表 性と権限	●代表性・イメージ ●権限と責務	市長は執行権の長として幅広い権限を有しており、市民の 信託を受けて積極的にまちづくりをリードし、市民生活を活性 化する存在であるというイメージがもたれています。
V・C 本本は7な号だりで列品しより。	市長の責務	●基本的な責務  ●対議会  ●対執行機関  ●対市民・説明責任	市長の責務については、まちづくり全体にかかわる基本的な 責務だけでなく、議会に対する責務や執行機関の長としての 責務、市民に対する説明責任といった、幅広く、きめ細かな責 務について議論しています。
行政運営 行政運営 行政運営に関して、中長期的なまちづくりの指針となる総合振興計画について、第定のあり方本的な考え方を明記します。 また、行政運営の原則や財政運営のあり方、行政評価(行政手続き等の運営方針、市職員の責務について明記します。	総合振興計画	●基本構想 ●基本計画 ●実施計画	総合振興計画一基本構想の策定に対する市民参加の必要性、長期的な見通し(財政も含めて)による政策推進の一貫性などについて議論しています。 また、基本構想に基づく基本計画および実施計画、各種の行政計画について、計画行政(計画的に施策・事業を実施していくこと)の推進と市民参加の視点から議論しています。
	運営原則	●基本原則 ●市民サービス ●選択と集中	行政運営の原則(行政運営を進めるにあたって重視しなければならないこと)については、民主的な運営、公正性、透明性、効率性などの追求といった議論を行っています。 また、市民サービスの向上や厳しい財政状況に配慮した「選択と集中」による重点的・緊急的な課題への取り組みを進めることを議論しています。
	財政運営	●財政計画 ●健全財政の維持 ●財政状況の公開	財政運営については、長期的な展望のもとで財政計画をた てながら健全財政の維持を図ることの必要性が議論されており、 財政状況を市民にわかりやすく公表することも求めています。
	組織	<ul><li>●組織編成</li><li>●人事</li><li>●業務改革</li><li>●その他</li></ul>	行政改革の方針を堅持しながら、さらに組織機構の改革や 人材育成・適正配置、業務改革に取り組むべきだという議論を 行っています。
	説明責任• 情報公開	●情報公開・説明責任 ●情報管理・セキュリティの確保 ●市民ニーズへの対応 ●苦情処理等	各項目でも度々ふれられている説明責任と情報公開について、特に行政の有する膨大な情報を有効かつ効率的に、そしてわかりやすく市民に伝えることが求められています。 また、個人情報などの情報管理、データ漏えいに対するセキュリティの確保、苦情処理の仕組みづくりなどについても議論しています。
	市民参画・ 協働	<ul><li>●市民参画機会の確保</li><li>●市民活動団体との協働の促進</li><li>●住民自治の支援</li></ul>	行政の責務として、市民参画機会の確保に努めるとともに、 NPOなどの市民活動団体や事業者との協働によるまちづくり 活動の展開を積極的に進めることについて議論しています。 このほか、地域コミュニティの育成にあわせた住民自治の新 しい仕組みについても議論が及んでいます。
	行政評価	●内部評価 ●外部評価	行政内部における事務事業評価、外部機関等の評価によ る施策・政策評価の必要性について議論しています。
	行政手続き	<ul><li>●行政手続き</li><li>●意見公募手続き</li><li>(パブリックコメント)</li></ul>	行政手続については、期限等の基準の明確化と事務処理 の適正な実施が必要であるという意見があります。 意見公募手続き(パブリックコメント)については、その充実 を図ることの必要性について議論しています。
	危機管理	●防災·地域安全(防犯) ●緊急事態	市民の生命・財産を守るため、防災や地域安全(防犯)対策への取り組みの重要性を明記し、関連計画や事業につなげていきます。 また、緊急事態への対応力を高めるとともに地域との連携体制の確保について明記することを議論しています。
	委託・委任	●入札・委託	入札や外部委託についての考え方を議論しており、適正で 市民活動の活性化にも寄与する委託・委任のあり方について 検討しています。
	連携・協力	●国・県、他市町村との連携・協力	国・県との対等な協力関係について明らかにするとともに、 近隣の各都市が抱える共通課題を共に解決するための連携・ 協力関係について議論しています。
	市職員の 責務	<ul><li>市職員の資質</li><li>●公益通報</li></ul>	市職員については、資質の向上、職員倫理、公益の損失防止といった視点から議論しています。
住民投票 住民投票について、発議・請求の 手続き、結果尊重の原則について 明記します。	発議・請求と 結果の尊重	<ul><li>●諮問型</li><li>●非常設型</li><li>●投票資格</li><li>●発議・請求</li><li>●結果の尊重</li></ul>	住民投票については、結果が市長・議会の大きな判断材料となる「諮問型」であり、事案ごとに条例を別途定める「非常設型」として議論が進んでいます。住民投票制度の硬直化を懸念した結果であるといえます。